

第25回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成23年5月26日(木) 14:30~16:25
開催場所	全員協議会室
出席者	石井彰会長、佐藤麻由子副会長、渡部治委員、竹村幸子委員、加山佐代子委員、笹谷脩委員、五十嵐裕子委員、泉常夫委員(以上8名出席) (事務局)田中企画部長、鈴木市政情報課長、田中主幹、大塚統括主査
欠席者	なし
議題	1 会長及び副会長の選出 2 平成22年度個人情報取扱事務について 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者による個人情報の紛失事故について ・和光市災害時要援護者登録事務にかかる個人情報の外部提供に関する質問・答申後の対応について
資料	1 次第 2 平成22年度個人情報保護制度実施状況 3 平成22年度情報公開制度実施状況 4 個人情報取扱事務登録目録(平成22年度) 5 個人情報目的外利用・外部提供登録目録(平成22年度) 6 委託事業者による個人情報の紛失事故について 7 和光市災害時要援護者登録事務にかかる個人情報の外部提供に関する質問・答申後の対応について 8 和光市個人情報保護審議会について 9 和光市個人情報保護条例 10 和光市情報公開条例

1 開会

14時30分開会。

2 委嘱書の交付

市長から、各委員へ委嘱書を交付

3 市長あいさつ

本日はお忙しい中和光市個人情報保護審議会にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。この個人情報保護審議会では、市の個人情報の取扱事務を中心にしまして、条例でありますとか、あるいは事故が起こった際にはその際の対応等についてご検討いただくということで、大変広範な内容をご審議いただいております。また22年度におきましては、災害時の要援護者の登録事務に係る検討を重ねていただきまして、後ほど報告があるかと存じますが、それについてもようやく動き出したというところでございます。本日も種々ご審議いただくわけでございますが、基本的には皆様方のそれぞれの選出区分によりますバックグラウンド等あるかと思いますが、それ以外にも、もしあ気づきの点がございましたら遠慮なくお話いただいて、それを基に市政の改善に邁進して参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(この後、市長は公務のため退席。)

4 委員の紹介

* 委員の自己紹介

(石井委員)石井彰でございます。和光市に住み始めたのは昭和43年、

当時はまだ大和町だった頃です。私は行政の経験は全くございませんけれども、どちらかというと在野の立場でいろいろな雑学について勉強する立場でございまして、この個人情報保護法につきましても、平成15年5月からとありますけれども、それ以降行政から離れた立場で注目しておりましたので、個人的な関心はいささか持っているつもりでございます。今回皆様方と一緒に市の個人情報保護行政に目を光らせる立場でありますけれども、私個人としましては、同時に情報公開条例についても同じように車の両輪の片輪として注目していきたいなというふうに思っています。皆さんと一緒に勉強させていただきますので、なにぶんよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

(渡部委員)ご紹介にあずかりました、渡部治でございます。よろしくお願ひいたします。私は和光市ではなく朝霞市の在住なんですが、この近くの淑徳大学国際コミュニケーション学部みず

ほ台キャンパスで教員をやっている者でございます。ご存知のように個人情報というのは現代の社会で分野を問わず今日的な問題になっているテーマでございますので、私は学校以外は知らない人間ですが、そういった立場から何かお手伝いできればよろしいかなと常々思っている次第であります。皆様よろしくお願ひいたします。

(竹村委員)私は和光市には昭和57年から住んでいるんですけど、個人情報保護に関わる仕事として消費生活センターで相談員をずっとやっておりまして、今は富士見市の市役所の方で消費生活相談員をやっております。その消費生活センターで相談を受ける上で、個人情報というのが非常に関わってくる部門におりましたので、個人情報があるたびにすごく行政がやりにくくなっているという現状に対して、市民活動を行ううちに疑問に思ったので、今回審議会へ消費生活団体として参加させていただきました。よろしくお願ひいたします。

(加山委員)私は民生委員・児童委員協議会から初めて参加させていただくことになりました加山佐代子と申します。よろしくお願ひいたします。個人情報保護につきましては、今後色々と審議会で勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(佐藤委員)こんにちは。佐藤麻由子です。団体としては環境づくり市民会議ということで、この会は市の環境課が事務局になっている会で、市内の環境団体が集まって環境基本計画の進捗などをチェックしています。私自身は、20年近く出版業界で執筆業をしております。個人情報保護法については、2001年に制度ができるということになったときに、表現の自由と人権との間で、業界、特に執筆家・表現者の間ですごく揺れまして、日比谷公園なんかで大規模な集会が開かれたりとか、その頃とてもホットな問題だったことを思い出します。今回和光市での個人情報保護条例・審議会は平成13年からということを聞いて、2001年に重なるなということを感じております。成り立ちとして、表現の自由と人権ということがあったということは押さえておく点かなというふうに思いますので、そのことも頭に置きながら皆さんと勉強していけたらというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

(笹谷委員) 笹谷と申します。私、60を過ぎたところで、何か社会の役に立つようなことがないかなと模索をしていたところ、このような公募がありましたので、応募させていただきました。私は都内の第三法人のある個人情報保護関連の事業者に入りさせてもらっていましたので、少しは知っているつもりではあるんですけども、それでも素人の域を出ませんので、皆さんとともに一生懸命勉強させていただいて、何かのお役に立てればと思っております。よろしくお願ひいたします。

(五十嵐委員) 五十嵐裕子です。よろしくお願ひします。中学生と幼稚園の子どもがおります、和光市在住十数年の主婦です。今回公募に当たって、保育もしていただけるという点もありまして、どうしてもこういう時間ですと幼稚園のお迎えの時間にかかるしまいますので、今日も市役所の中で保育をお願いして参加させていただくことになりました。個人情報保護のことについては全く分からない言葉だらけが並んでいるんですが、身近なことで申しますと、子どもたちが通う学校や幼稚園の生活の中でも、昔とは違うような、連絡網ですか、そういうことへの配慮がずいぶんなされてきて、「そこまで？」と思うようなことも日々感じております。そういう問題についてもこちらで勉強させていただいて何かお役に立てればと思って参加させていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

(泉委員) 泉常夫と申します。私は和光市へは昭和 59 年に来て約 30 年となりました。会社もここ 2~3 年前に辞めまして、30 年間和光市に何をしたのかな、なかなか会社の都合もあってお手伝いできなかつたと思っていたところ、今回このような公募がありましたので応募しました。個人情報保護については前の会社で多少とも関わりがございました。といいますのは、私は情報システムの会社にいまして、その関係でネットワーク関係、データセンター関係の仕事をしていまして、特に I S M S 、それからプライバシーマークなど、かなり深く携わっておりまして、そういうことがちょうど市の情報保護というところにお役に立てるのではないかということで応募させていただきました。ただ 5~6 年も経っていますので、忘れているところもございますので、またこれか

ら個人情報保護について勉強していきたいと思います。皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。

* 事務局の自己紹介

(田中部長) 皆様こんにちは。企画部長の田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。ご存知のとおり、市というのは住民と身近な事務を数多くやっております。そういう意味でも個人情報を数多く取り扱っているということで、市では法律ができるのに先立って保護条例を制定しまして個人情報の保護に努めてきたところでございます。その後保護法ができまして、それに基づいて法律あるいは条例等関係法令も個々にあり、そのような中で市とすれば個人情報を適正に扱うよう努めているところですが、保護条例の中にございます保護審議会の役割のとおり、委員の皆様の目で、市の事務について忌憚のないご意見をいただきながら、市として適正に個人情報保護行政を行ってまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(鈴木課長) 本日進行を務めさせていただいております、市政情報課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今後も個人情報保護制度の関係につきましては皆さんのご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(田中主幹) 市政情報課主幹の田中康一と申します。よろしくお願ひいたします。2年間、皆様の忌憚のないご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(大塚統括主査) 市政情報課大塚と申します。この審議会の事務局を担当させていただきます。皆様に忌憚のないご意見をお出しいただけるように、会の円滑な進行に努めますので、皆様ご協力をよろしくお願ひいたします。

5 議題

(1) 会長及び副会長の選出

* 選出経過

(鈴木課長)引き続きまして次第5、議題(1)会長及び副会長の選出に入らせていただきます。こちらにつきましては条例第37条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選により決定することになっております。いかがでしょうか、立候補若しくは推薦等ございましたらお願いしたいと存じます。

(笹谷委員)石井委員は立ち上げのときからずっとおやりになっているかと思うんですけれども、渡部委員も最初から携わっているのでしょうか。

(渡部委員)長いですが、最初からではありません。

(笹谷委員)お二人が、この会の中ではずっとやってきていらっしゃるんでしょうか。渡部委員は大学では特にどういう研究をなさっているのですか。

(渡部委員)哲学です。

(笹谷委員)では個人情報ということではないですね。石井委員はずっと会長をおやりになっていらっしゃって、会がスムーズに進むことは良いことだとは思いますが、スムーズに進行することが会の質にとって必ずしも良いことにはならないと思います。ですが、今回も事務局から石井委員を推薦することになるのでしょうか。

(渡部委員)やはり石井様が一番この会の事情にも通じておりまして、非常に柔軟に運営されてきましたので、個人的にはぜひとも石井様にお願いしたいと思っているのですが。

(笹谷委員)それに対して全く忌憚はないのですけれども、渡部委員がおやりになるということは?

(渡部委員)私は学校のこともありますし、できれば控えさせていただいて側面からお手伝いしたいという気持ちです。

(笹谷委員)分かりました。

(泉委員)今まで10年の重みというのもありますし、会 자체はスムーズにいくというのが一番の流れだと思いますので、やはり石井さんにお願いできたらと思います。

(笹谷委員)私もそれでよろしいかと思います。

(鈴木課長)それでは会長は石井様にお願いしたいということでよろしいでしょうか。特にご意見なければ会長は石井委員にお願いしたいと存じますがお受けいただけますでしょうか。

(石井委員) 会の皆さんのご意見ということであれば異存はございません。

(鈴木課長) では、石井委員に会長をお願いするということで賛成の方は拍手をお願いします。

全員拍手

(鈴木課長) それでは会長は石井委員にお願いしたいと思います。続きまして副会長についてなんですが、こちらのほうはいかがでしょうか。

(渡部委員) 副会長は2号委員あるいは3号委員の中からというのがバランスが取れてよろしいのではないかと思います。

(笹谷委員) この1号委員、2号委員というのはどういうものですか。

(田中主幹) 2号委員は団体からご選出いただいた委員、3号委員は公募で委員となられた方です。

(竹村委員) 私も初めてで皆さんも初めてなんですけれど、佐藤さんだけ何期か審議会の経験がおありになるということなので、佐藤さんにやっていただけたらと思うのですが、いかがですか。

(鈴木課長) ただいま佐藤委員に副会長を、という推薦をいただいておりますけれども、佐藤さんいかがでしょうか。

(佐藤委員) はい、では。

(鈴木課長) よろしいですか。では拍手をお願いします。

全員拍手

(鈴木課長) ありがとうございました。それでは会長は石井委員、副会長は佐藤委員に決定いたしました。それでは会長と副会長に一言ずつご挨拶を頂きたいと思います。

(石井会長) 先ほど市長が、この審議会は市政の広範な分野を審議しているとおっしゃっていました。私自身、全く行政は経験がないわけでありますけれども、やはり個人情報保護というのは戦後の民主主義の大きな柱のひとつでありますし、個人の財産、あるいは生命を守るという点での根幹を意味していると思っています。先ほど部長から、和光市は法律より先に動いているというお話をありました。おそらく市側には個人情報

保護の実績と自信がおありなんだろうと思われますので、私どもとしてはそれを十分見続けて、時によっては監視しなければいけないこともあります。ただ、わたくし先ほど来申し上げてますが、単に個人情報を保護しきればいいのかというと、そうではない、という感じが一方ではございます。それは行政情報の開示、有効な活用だろうと思われます。災害弱者に対する情報の提供の問題などはそのひとつの現われだろうと思います。そういう意味で、個人情報保護は、先ほどPTAのお話も少しありましたけれども、偏り過ぎない運営というのがこの審議会に求められているのではなかろうかと考えています。その辺を行政からいろいろな情報を取り入れながら、見守っていきたいと思っています。先ほど市長からもどんどん意見を言ってくれとおっしゃっていましたので、意見があれば必要に応じて意見書にまとめるなり、あるいは口頭でお話をするなりしていかなければいけないだろうと思います。私自身はどこまでお役に立てるか分かりませんけれども、一緒にさせていただきたいと思います。なにぶんよろしくお願ひいたします。

(鈴木課長) どうもありがとうございました。引き続きまして佐藤副会長、よろしくお願ひいたします。

(佐藤副会長) 皆さんよろしくお願ひいたします。環境審議会や他のいくつかの審議会に出させていただいていたんですけども、副会長等は初めてなので、やらせていただくことによってまた何か新しい視点が見えてくればいいなと思っています。個人情報保護というと、ちょっと捉え違いをしてしまうと皆さんのが口を開くのが億劫になるというか、「これは言つていいのだろうか」とか、そういう誤解を招きやすい問題であるのかなという気もあります。でも市民の皆さんのが自分の意見を自分の言葉で言えるようになるということが、市民力を上げることだと思っていますので、そういうような発信も同時にできていけばいいのかなと思っています。よろしくお願ひします。

(この後、部長は公務のため退席。)

(2) 平成22年度個人情報取扱事務について

* 事務局からの説明（大塚統括主査）

平成22年度個人情報取扱事務について、
資料(2)「平成22年度個人情報保護制度実施状況」
資料(3)「平成22年度情報公開制度実施状況」
資料(4)「個人情報取扱事務登録目録（平成22年度）」
資料(5)「個人情報目的外利用・外部提供登録目録（平成22年度）」
に基づき説明。

* 質疑応答等

（石井会長）事例を見ると、いかに広範な個人情報が請求されているか、あるいは利用されようとしているかが分かるかと思います。常識的に、個人情報を扱う際に一番目を光らせなければいけないのは、目的外利用と本人公開ということだろうと思います。それ以外の項目についても今事務局から説明がありましたが、ふさわしくないものがあれば、それを指摘して今後に活かしていかなければいけないと思います。今までのところで何かご発言・ご質問ありますか。

（竹村委員）個人情報保護制度と情報公開制度というのは条例がそれぞれにあるわけですよね。情報公開開示を求めるというのは、例えば市民が担当窓口に行って開示してもらえたかった時に開示請求の制度を利用するものですか。

（大塚統括主査）公文書の開示は、その文書が公表を前提として作っているものでない場合は情報公開請求により開示することになります。個人情報を開示するときには、まずその情報をお見せできるかどうかの判断を行い、その上で本人かどうかを確認することが必要になってきますので、個人情報を見せてほしいといわれた場合には、個人情報開示請求を行っていただくことになっております。

（竹村委員）そうすると、市民にとって、請求の手続きが必要か、すぐに開示してもらえる文書なのかどうかの判断は難しいと思いますが、単に軽い気持ちで「こういう資料ありますか、見せてください。」といった場合に、「情報公開制度を利用しないと公開できないですよ」ということを説明して請求の手続きを取るということですか。

(大塚統括主査) はい、そうです。市政情報課では、どんな情報が見たいのかを伺って、すぐにお見せできる文書なのか、それとも内部で該当する文書の内容を確認し、開示できるか否かを判断する必要がある文書なのか、を検討した上で、後者の場合には開示請求の手続きをお願いしています。

(佐藤副会長) 例えば、公開できないものの例としてどのようなものがありますか。

(大塚統括主査) 公開できないものの具体的な基準は、情報公開条例と個人情報保護条例それぞれに規定がありますが、個人情報保護条例の中では、第16条に規定しています。資料番号(9)の個人情報保護条例第16条を見ていただきますと、例えば請求者本人と第三者の情報が同じ文書の中に記載されていて、それが開示されることによりその第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがある場合、その部分を不開示として文書を開示しますし、若しくはその部分だけを分けて隠すことができない場合、その文書全体を不開示とするということになります。また、診断や指導、相談、選考、試験など個人に対する評価等の情報もお見せできない場合があります。

このように、開示請求をしていただいても、請求された文書を審査した結果、条例で不開示と定めている情報に該当する場合は閲覧できません。開示請求を受け付けた際は、条例に規定された条件に照らし合わせて、開示が可能か否か、不開示部分のみを秘匿すればお見せできるのか等を判断して、決定しております。

(石井会長) 竹村さん、よろしいでしょうか。

(竹村委員) はい。なんとなく。

(石井会長) 尺度の部分ですから、すっきり整理をしておかないと、いつまでも引っかかってしまいますよね。

(竹村委員) そうなんですよね。一番根本的な、基礎的なところを市民が知らない場合が多いです。実際、窓口に行っても教えてもらえなかった、どうしてだろうか、という方からの相談を受けることもあります。ですから、どこでどういうふうに決まってくるのかという、情報公開条例と個人情報保護条例の区分けというものが市民の方に浸透していないという現状があるのでないかと感じますので、もっと周知を図っていた

だいたい方がいいかなと思います。

(泉委員)ひとつ確認しますけど、基本的には公開すべきものについてはとりあえず開示請求をしなければいけないと、何でもかんでも開示請求をしなければいけないということではないんですか。市役所に行って、「ちょっと見せてください」「はい、どうぞ」という訳ではないんでしょう。

(田中主幹)情報公開請求の場合なんですけれど、もともと市役所には市民の方とか外部に公表することを予定している資料というのがたくさんありますので、市民の方からすると、欲しい情報がどこの担当のものかということが分かっていれば、その窓口に行っていただいて「見せてください」とおっしゃっていただければいいと思います。もともと公開を予定している資料でしたらその場ですぐご覧いただけます。ただ、一部個人情報が含まれている等の理由で開示に際して検討をする資料ですとか、過去に同じような請求があつてその際に閲覧をお断りしたような資料は、受付の際にそのようにご説明いたしますが、それでもご覧になりたいとか、あるいは中には「公開できないという証明がほしい」方もいらっしゃいまして、そういう時については市政情報課の窓口で開示請求をしていただければよろしいかと思います。

(泉委員)公開請求すると、開示できないものについて「公開できません」という文書が出されるのですか。

(田中主幹)はい。その場でという訳にはいかないのですが、検討の結果に理由を添えて、できないものについてはできないとお示しする流れになっています。

(竹村委員)例えば、相談業務の場合、相談員が相談記録を作つて受付しますよね、そういう時に、相談者が自分の相談について、どのように解決したのか相談の経緯に関する資料を見せてほしいとおっしゃった場合には、市はどのように対応するのですか。

(大塚統括主査)その場合は個人情報保護条例に基づく開示請求を受けるのですが、内容としては、出せる場合と出せない場合があると思います。実例で申し上げますと、お子さんの乳幼児健診の結果を見たいという請求があった場合は一部開示で対応しています。具体的には保健師のコメントに当たる部分は

不開示にして、それ以外をお見せするという対応を取っています。当該部分は、お見せすることで、内容によっては相手の方との信頼関係を損ねる恐れがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるからなのですが、これは先ほどの個人情報保護条例第16条の第3号にかかる部分です。このように、当該文書の中に不開示とするべき情報が入っているかどうかで判断します。先ほどご質問の相談カード1枚とっても、どのような相談を受けるかによって作られるカードも異なってくると思いますので、その内容に対して条例に照らして判断していくって、不開示情報がなければすべてお見せしますし、不開示情報が含まれる場合は、その部分を伏せてお見せするか、伏せることが不可能な場合は「すべてお見せできません」という回答をさせていただいております。

(竹村委員)埼玉県では、相談の際に相談員が書いたメモ書きですら全て公開の対象になっているのですが、和光市ではどのような対応になるのですか。市によって、その区分けが違っていて、メモ書きに記載した所見ですら公開対象と扱う自治体もあるようですが、和光市では保健師さんの所見等の部分は不開示だということでしたので、メモ書きについてはどのような扱いになるのかお伺いしたいです。

(田中主幹)まず、メモが公文書に当たるかという部分の判断が最初になるかと思います。

(3) - 1 委託事業者による個人情報の紛失事故について

* 事務局からの説明（大塚統括主査）

資料(6)「委託事業者による個人情報の紛失事故について」に基づき説明。

* 質疑応答等

(石井会長)その他の議事1番目につきましては、こういった事例は審議会の中で報告いただいた審議会として意見をまとめるようでしたらまとめる訳ですけれども、これにつきましては、私の個人的な意見としては、実害の有無はさることながら、これはあってはならないことですから、再発防止に関して市

の行政としても関係情報機関としても、きちんと守るべきことは守っていただくということにしなければいけないだろうとは思います。何かご意見・ご質問があればお願ひします。

(笹谷委員) これはずっと聞くようなことで、私も過去にいろんなところでこういったことが起きたということを耳にします。多分今後も起きてくるんだろうというふうに思うのですが、市としてはこの7名の方に対して謝罪のほかに具体的にお見舞金とかそういうようなことは行ったのでしょうか、あるいは行う予定があるのでしょうか。また、このタニタさんとの契約を切るということはなかなかできないのでしょうかけれども、そういう検討を行っていただいたのかどうかお伺いしたいと思います。といいますのは、ものすごくいろんな事例がありまして、日常茶飯事に起きているような感覚なんですね。で、このような大きな会社であっても、多分残念ながら個人の資質の問題なので、今後もこういったことは起こりうることだろうと思うんです。ある意味で社会的な制裁じゃないですが、和光市から何か具体的にこういうようなペナルティを科しましたよ、というのが社会に対してあって然るべきかなと思うんですが。こういうのを見てますと、いつも「今後再発の防止に努めます」云々で終わっておりまして、ある意味同じようなことが繰り返されているように感じます。私も過去にWOWOWのメール問題でいろんなところに個人情報が流れてしまったということがありました。あんまり世間には知られていなかつたような感じがしましたが、そのときにもあまりペナルティのようなことはなかったというか。(紛失事故を起こしたという) 情報を公開するということがペナルティになるのかなというふうにも思いますが、もっと、より具体的に何らかの求償とか、それで解決ということではないかも知れませんが、7名の方に和光市がお見舞金をお渡しし、それを当然タニタに求償するというようなこととか、タニタとはいったん手を切るとか、難しいのかも知れませんがそういった検討をなさったことはおありでしょうか。

(石井会長) 今のご指摘は、ひとつは7名の市民に対する市の対応が1点と、それからこれを担当した業者に対する市からの具体的な措置、これは必ずしも事務局の担当の範疇ではないかもし

れませんが、聞いている範囲で話をしてください。

(大塚統括主査) 聞いている範囲では、紛失してしまったけれども漏洩という実害がないという状況だったので、具体的なお見舞金等の補償というのはしていないとのことです。また、タニタに対してですが、この事業は検診を受けてから半年間くらいをかけて生活習慣の改善等のフォローアップをしていくような保健指導業務で、その期間がまだ継続していて、実際に現在もサービスを受けている方がいらっしゃいますので、その部分についてはまだ現行のとおり行っているというふうに聞いてあります。ただ、その契約が終わった段階でまた改めて業者を選定して今年度から来年度にかけての業務を委託するということなんですけれども、その中で、タニタをどう評価するかというのを聞いておりませんが、必ずしも同社でなければいけないということはないようです。

(石井会長) そうしますと今の事務局の回答は、 笹谷委員のご発言に対しては、市側の完全な結論ではなく中途段階の回答ですので、これは次回開催される審議会において、健康支援課なりに確認して報告をお願いします。

(笹谷委員) 電子データというのはいったん外に出ますと、使われたか使われないかを問わず永久にどこかに残るものであります。そのことを頭に入れておいていただきたいということと、それが他に漏洩されたかどうか、そんなことよりも、それに対してその方がどのような心の痛みを持ったか、というようなことを鑑みなければならないというふうに思います。

(石井会長) 笹谷委員のご発言は、7名の方の側にどのような思いがあったのかということですね。ですからパスワードで保護されているというのはひとつの具体的な表れかも知れませんけれど、具体的な問題の有無だけではなく、メンタルな問題も含めて指摘をしてほしいというご意見です。他にご発言ございますか。では、その他の次の議題について事務局から説明をお願いします。

(3)-2 和光市災害時要援護者登録事務にかかる個人情報の外部提供に関する質問・答申後の対応について

* 事務局からの説明（大塚統括主査）

資料(7)「和光市災害時要援護者登録事務にかかる個人情報の外部提供に関する諮詢・答申後の対応について」に基づき説明。

* 質疑応答等

(石井会長) この災害時要援護者登録制度、これにつきましてはだいぶ以前からいろいろなお立場でのご発言があって、委員会の中でもかなりやり取りがありました。それについて市から3月の上旬に諮詢があって、できるだけ早く答申をすべきだということで資料のとおり答申をまとめたところであります。佐藤副会長、それから渡部委員は前の審議会にも携わっていらっしゃるので、その経緯はご承知いただいておりますけれども、だいぶ委員の方のお立場によって意見が異なる問題ではありました。ただ、早く答申しなければいけないということもありましたので、審議会としてはその2項目を「適当である」と判断しつつ、委員の個別の意見を4枚目に付けさせていただきました。今後、この種の審議会としての役割がだいぶ増えるのではないかと思っております。これは大変なことではありますけれども、やはり審議会に諮詢をいただいたらきちんと返事をすべきことだと思います。今日のこの資料は、審議会としての諮詢・答申の後の経過を事務局から報告していただくためにまとめていただいたものです。これにつきまして何かご発言・ご質問があればお願いしたいと思います。

(泉委員) 個人情報を提供したという前提でお話したいのですが、提供了後、目的のために利用し、その後の取扱い等についての審議はされたのでしょうか。出しっぱなしであとは民生委員さんに全部お任せよ、というのは問題だと思いますので。

(加山委員) 75歳以上の名簿をいただきましたが、それは個人でしっかり管理をして、民生委員を退任する時は、市の方に返還することになっております。

(泉委員) その情報はずっと民生委員さんの手元に保管ということでしょうか。

(加山委員) はい。

(石井会長) その辺がひとつの論点でもありましたけれども、民生委

員・児童委員のお立場から非常に事務が輻輳するというご指摘もありましたが、今、加山委員にご発言いただきましたように、民生委員協議会の中でそのようなお話になっているということです。

(泉委員)やはり1番心配なのは、一回出た情報は信頼して保管していただくわけですが、どんな場合にどうなってくるか分からぬいところです。ですから、ただ保管ということではなくて、何かルールというかそういうものが出されているんでしょうか。

(竹村委員)実際に75歳以上の名簿をいただいて現在訪問活動を行っています。それで市の広報5月号に、75歳以上の方の登録を促進するため、民生委員に個人情報を提供しましたという記事が載りましたので、その担当地区の名簿をいただいて、主旨をご説明しながら訪問活動を行っていますが、やはり困っていらっしゃる方、介護を必要としていらっしゃる方が(制度について)知らなかつた、気がつかなかつたと、そういうことも実際にありました。そういうこともきちんと管理して、その前に必ず長寿あんしん課に連絡をしてご報告して対応していただいているというような状況です。個人情報については、守秘義務を持っていますので、それぞれがお互いにきちんと連絡を取っていくということになっています。名簿がないと活動ができないですから、そのようにやっています。

竹村委員は民生委員もされています。

(石井会長)市長に答申した中でも、登録制度については広く周知するよう検討して欲しいということも意見したのですが、その結果のひとつが広報わこうへの掲載であり、ある意味では徹底したのかなという感じであります。同時に、希望者を募集する期間についても審議会においていろいろな意見がありました。とにかく制度としては進めてみて、改善すべきところがあれば改善していくという前向きの答申ではなかつたかと思っております。

(泉委員)実際に運用するときには個人情報がなければ民生委員さんがなかなか活動がしづらいという現実ですよね。それは運用の中でいいんですけれども、ただ1番気になるのは名簿がどこか行かないという認識、先ほど守秘義務というお話が出まし

たけれども、守秘義務だけでいいのかなという感じを受けます。

(竹村委員) 誓約書は書いています。

(大塚統括主査) この部分についての懸念は、前回の委員であった民生委員協議会から参加いただいていた小野委員もおっしゃっていたところで、個人情報保護の意識啓発もしていかなければいけないということで、民生委員さんの会合の中で、個人情報保護の意識啓発のための研修を実施しまして、その中で、個人情報を管理していく上で注意すべき点、例えば机の上に置いたままにしておかないと、しまうときは必ず大切な書類と同様に保管していただくとか、そういう事例を踏まえながら情報の管理についてご説明をさせていただきました。

(加山委員) そうでしたね。民生委員・児童委員は4地区に分かれており、各地区毎に民生委員・児童委員協議会事務局の方と統括主査の大塚様にお出でいただき、ご説明していただきその後事務局の方から一人一人手渡しで名簿をいただきました。

(石井会長) 答申でも触れましたけれども、決して押し付けてやってはいけないとか、守秘義務がどうなのかとか、本当のところを言いますと、実際民生委員の方は運用するに当たって大変だと思うんですよ。ただ私ども審議会としては、泉委員さんがおっしゃったように、個人情報が漏れではならないという立場に立たなければなりませんので、そういう意味では民生委員協議会の動き、あるいは担当の市の方の連携、その辺は注目しなければいけないところですよね。

(泉委員) 今、教育というお話が出ましたけれども、やはり関係各機関等についても、例えば定期的に教育を実施していくことも啓発という意味で必要なのかなと思います。

(竹村委員) 民生委員協議会では、全国的にすでに個人情報保護法のことについて、個人情報の取扱いについては何回も研修を重ねてありますので、それを知った上で今回この75歳以上の名簿のお話しがあったときに、改めて市の姿勢をということで説明していただいたので、皆さん十分承知の上で理解して取り扱っていらっしゃると思います。

(渡部委員) 情報提供は、紙媒体ですか。

(大塚統括主査) はい、紙媒体です。

(渡部委員) そのほかの方法ではやっていないということですね。

(大塚統括主査) はい、そうです。

(石井会長) この問題、要援護者についてはいろんな定義があります。今、竹村さんは75歳以上とおっしゃっていましたけれど、市の基本的な考え方としては65歳以上にしたいとか、いろいろありました。とりあえず、この制度のスタートとしては、今民生委員の方がおっしゃったとおりです。私ども個人情報保護審議会としては、個人情報が漏れてはいけないというのが原則的な立場であります。

(竹村委員) 県内で、情報を提供していただけなかった6自治体のうちのひとつが和光市だったんです。他のほとんどの自治体では情報を得て活動していらっしゃるのに、和光市ではずっといただけなかったものですから民生委員活動が結局できない状況だったんですよ。ですから、75歳以上ということで今回限定して、やっといただけた、というのが私たちとしての実感です。これできちんと本来の活動ができるかなというところです。

(泉委員) 75歳以上と決めた理由は何かあるのですか。

(加山委員) 65歳以上ということで当初お話をさせていただきましたが、65歳以上ではお元気な方が多いことと、人数があまりに多くなってしまうということで今回は75歳以上になりました。

(泉委員) 基本的に、例えばここで言っている「希望の有無が確認できない要援護者」というのは別に75歳以上ではないですよね。

(大塚統括主査) それについては、去年3回審議会を開催して、うち2回は個人情報の外部提供に関して審議会に意見を求められて開催したという話をさせていただいたんですけども、1回目が民生委員さんに対して活動するための個人情報の提供、ここでは75歳以上の方の情報を提供するということが話の中で決まったことです。そして2回目が、災害時要援護者登録制度のフォローアップのための対象者の情報提供という内容でした。ここでは、高齢者だけではなくて障害者や要介護の方など、災害時に避難に不自由される方に対してフォローアップするための情報提供ということで、対象となる方の情報を提供することとなっております。先ほどおっしゃっていた75歳、65歳というところは1回目の、民生委員さ

んが地域で民生委員活動をするために必要な情報として提供する際の基準です。地域にどのような方がいらっしゃるかすべて訪問して把握していかなければならぬという中で、見守りが必要になってくるだろう対象者として、当初は65歳以上ということで制度の案を提出していただいたんですけれども、その中でご意見として65歳以上とした場合名簿の量が多くなってしまって、個人情報の管理が大変になってしまふと、それだけのリスクを持つことになるが、75歳以上になると対象の人数をかなり抑えられるので、個人情報を管理する範囲をある程度絞ることができるという意味で75歳以上という基準を設けたというお話をそのときの会議でご意見としていただきました。

(石井会長)新しい審議会としても今のお話を共通の理解ということでおろしいでしょうか。

(泉委員)もうひとつ確認したいのですが、提供を受けた名簿の書類には、連番等はついているんでしょうか。セキュリティのためには、ペーパーに固有の番号をつけた方がいいのではないでしょうか。例えば1番・2番・3番・・・というような。

(大塚統括主査)各民生委員さんは、自分の担当地域を持っていて、そこに住んでいる方の情報しか入っていません。

(泉委員)では、その人ならその人で、民生委員さんの個人名宛てでお渡ししてあるということですか。

(大塚統括主査)はい。例えば、第4民生委員の地区の何番、という民生委員さんの番号があつて、その番号に基づいてお渡ししているということです。

(加山委員)もう担当地区が決まっていますので、誰がどこを担当する、というふうに明確になっていますので。

(佐藤副会長)確認ですが、前回の会議のときに、名簿が配られるのは民生委員さんと地域包括センターだけだということだったんですよね。それはそのとおりでよろしいのでしょうか。

(大塚統括主査)はい。その2箇所だけだと聞いております。

(佐藤副会長)自治会へはどうなんでしょうか。

(田中主幹)自治会へは配りません。災害時要援護者の登録制度は、7月号の広報で周知されて希望者を募ることになっています。希望は出なかったとしても、市としてこの人はどうしても援

護しなければならないという方の情報を民生委員さんと包括支援センターに配りますので、それはまだこれからだと思います。

(大塚統括主査) 資料の2-(1)に自治会と記載してあるためのご質問かと思いますが、ここに自治会とあるのは自治会に赴いて、こういう制度ですよ、ということを説明するということです。その自治会の方には、名簿を渡して戸別にまわってもらいたいのではなく、自治会の方が把握している範囲で回覧したり、声を掛け合うなど、地域に制度を周知する活動にご協力いただきたいということです。名簿の配布先という意味ではなく、あくまでも、活動周知の協力依頼先ということです。

(佐藤副会長) では今お渡ししているのは民生委員活動用の75歳以上の名簿ということですね。

(大塚統括主査) はい。その資料だけです。

(竹村委員) 個人情報は、すごく荷が重いんですよ、いただけば頂くほど重いんですね。

(加山委員) 民生委員活動に行くときには自分でしっかり控えて行って、名簿の原本は持ち出さないことになっています。表を自分で作って訪問するということで今は扱っております。

(佐藤副会長) やはり訪問する方に情報は必要なので、その方にはできるだけたくさんの情報を出していかなければいけないけれども、広範囲に機関を増やしていくって情報を出していくよりも本当に活動する民生委員さんにきめ細かな情報を出していく方がいいと個人的には思います。民生委員さんに出しているからじゃあ自分のところにも、というのではなくて、本当に使って活動していただく方に限って出すようにしていくのが良いと思います。

(大塚統括主査) あくまで個人情報の提供は個人情報保護条例でいう外部提供に当たりますので、例外規定に該当しない外部提供については必ずこの審議会を通すことになりますので、その際はご審議いただきたいと思います。

(石井会長) この制度は7月の広報わこうに掲載されるということでした。登録制度としては広く普及させよう、ただ個人情報はきちんと守ろうということですので、必要がありましたら経過について聞かせていただければと思います。

(事務局) はい。

質疑・意見等

(石井会長) では、だいぶ時間も経っておりますけれども、ひとつ気になることがあるので、確認させていただきます。平成22年度個人情報取扱事務の登録簿の中の、景観審議会委員の候補者についてのところです。その中で、思想に関する情報というのがありますね。「思想に関する」というのはいつも気になる文言でありますけれども、「主義・主張・意見」というのをどういうふうに出したのかというのがもし分かれば説明してください。

(大塚統括主査) この件に関しては申し訳ありませんが細かい情報を得ておりませんので、後日改めて議事録をお出しする時にご紹介したいと思いますが、おそらく応募の際に書く論文とか、そういうものを指していると思われます。

(石井会長) 決して、主義・主張を聴取しようということではないと思われますが、その辺が多大に偏っていたりすると、個人情報として集めるのが適切かどうかということに繋がるかと思いますので、次回以降問題がないだろうなということの確認をしておきたいと思います。

(渡部委員) そのことは前に私も何かのときに質問を申し上げた記憶があるのですが、そのときも同じような答えでした。心配したのは、特定の何かどういう政党を支持しているとか、それから社会主義についてはどうですかとか、そういったことをもし検討するのであれば、それはちょっと問題になるのかなと気になったのですが、そういったことではないと。何か抱負というか、そのようなことをお尋ねするんだ、というようなことを前に聞いたことがあります。それは当然のことです。

(石井会長) では継続的に委員会の中で若干の疑問を持っているということですので、事務局としては注視していただければと思います。他にご発言ございませんか。

(渡部委員) 情報に関する公開と保護は両輪なのですが、以前に何か各市の情報公開制度にランク付けがされたことがありましたよね。あのときに和光市はわりと下の方の評価だったという

ことがあったのですが、それは何かポイントがあったんですね。今それはどうなっているでしょうか。

(田中主幹) それは、全国市民オンブズマンが全市町村・都道府県を対象にアンケートを行って、その回答を基にランキングを作ったものです。和光市は当時、情報公開について「何人も」請求できるという規定ではなくて、原則市民となっていました。実際には市民以外でも任意的情報開示という手続きで対応し、通常の請求と同じ基準で対応していましたので、実質は問題なかったのですが、条例上は「何人も」という規定ではなかったために大きく減点をされたものでした。その後、議員さんからのご意見や市長の意向もありまして、条例改正しまして、今は「何人も」という規定になっています。

(石井会長) 必ずしも客観的な調査の結果ではなかったかも知れませんが、審議会としてはそういうのも気に留めていますから、新しいランキングが出れば報告なり説明なりしてください。

(大塚統括主査) そういう情報があるときには、また会議の中で逐次情報提供させていただきます。

連絡事項等

(石井会長) 事務局から今後の予定は何かありますか。

(大塚統括主査) 今のところ、諮問等出ているものはございません。今後、開催の必要がある場合は逐次皆さんにご連絡差し上げて開催したいと思いますので、その際は是非、よろしくお願ひいたします。

(石井会長) なお、審議会につきましては会長が召集することになりますので、副会長とも相談して必要があれば、その段階で委員の皆さんにご相談した上で開きたいと思います。市長、あるいは企画部長も積極的に和光市の個人情報保護と、同時に情報開示について意見をとのことでしたので、今後に活かして審議会を続けさせていただきたいと思います。本日は長時間にわたりありがとうございました。

16時25分閉会
以上